

議 事 日 程

第1回臨時会
R4.3.31 午後1時30分
狛江市防災センター4階会議室

1 審議事項

- (1) 議案第13号
狛江市学校運営協議会規則
- (2) 議案第14号
狛江市立図書館ホームページ運用管理規則
- (3) 議案第15号
狛江市公立学校運営連絡協議会設置要綱を廃止する要綱
- (4) 議案第16号
狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱
- (5) 議案第17号
狛江市子ども読書啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱
- (6) 議案第18号
狛江市立学校事案決定規程の一部を改正する規程

2 報告事項

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

- (1) 狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和2年度事業）について
- (2) 狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準の一部を改正する基準について

議案第 13 号

狛江市学校運営協議会規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 31 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づく狛江市学校運営協議会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

狛江市学校運営協議会規則（案）

令和4年3月 日
教育委員会規則第 号

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づく狛江市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、狛江市公立学校（以下「学校」という。）を中核とし、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の意向を把握し反映させながら、学校運営への参画及び支援・協力を促進することにより、学校、保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成、小中連携をより一層深めた特色ある学校づくりに取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、狛江市立学校の通学区域に関する規則（平成元年教育委員会規則第3号）第2条第2項に規定する通学区域（以下「ゾーン」という。）ごとに次の各号に掲げる協議会を設置し、当該各号に定める学校で構成するものとする。

- (1) 一中ゾーン学校運営協議会 狛江市立狛江第一中学校，狛江市立狛江第一小学校，狛江市立緑野小学校
- (2) 二中ゾーン学校運営協議会 狛江市立狛江第二中学校，狛江市立狛江第三小学校，狛江市立狛江第六小学校
- (3) 三中ゾーン学校運営協議会 狛江市立狛江第三中学校，狛江市立和泉小学校
- (4) 四中ゾーン学校運営協議会 狛江市立狛江第四中学校，狛江市立狛江第五小学校

（基本的な方針の承認）

第4条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、所属する協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 学校運営の予算に関すること。
- (4) その他校長が必要と認める事項

2 校長及び協議会は、前項に規定する事項について承認が得られない場合であっても、議論を尽くして成案を得るように努めなければならない。

3 前項の規定より成案を得るように努めてもなお協議会の承認が得られないときは、校長は、協議会の意見を聴取して暫定的な処置を定めることができるも

のとし、その処置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、その処置は、校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。

(学校運営に関する意見)

第5条 協議会は、対象ゾーンの学校運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 前項に規定する意見は、対象ゾーンを応援する立場を持った建設的な意見でなければならない。

(委員)

第6条 協議会の委員は、18人以内とする。

2 教育委員会は、協議会の委員として、第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者の中から各ゾーンの中学校長が推薦する者で、教育委員会が委員として適当であると認めるもの並びに第4号及び第5号に規定する者を委嘱する。

(1) 対象ゾーンの保護者

(2) 対象ゾーンの地域住民又は地域の事業所に勤務している者

(3) 対象ゾーンの学校運営に資する活動を行う者

(4) 対象ゾーンの校長

(5) 狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱（令和2年教育委員会要綱第29号）第6条に掲げる地域学校協働活動推進員

(6) その他教育委員会が適当と認める者

3 前項に規定する各ゾーンの中学校長の推薦に当たり、中学校長は、対象ゾーンの小学校長等と協議の上、選出した者から狛江市学校運営協議会委員承諾書（第1号様式）の提出を受け、狛江市学校運営協議会委員推薦書（第2号様式）とともに教育委員会に提出しなければならない。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償)

第8条 委員に対する報償は、予算で定めるところによる。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(狛江市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正)
- 2 狛江市公立学校の管理運営に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>第12条の4</u> 校長は、委員会の承認を得て、学校に学校運営連絡協議会を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 学校運営連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

狛江市教育委員会 宛て

住所 _____

氏名 _____ (自署)

狛江市学校運営協議会委員承諾書

私は、狛江市学校運営協議会規則の規定を理解した上で、_____中ゾーン学校運営協議会委員となることを承諾します。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

狛江市教育委員会 宛て

中学校長

狛江市学校運営協議会委員推薦書

次の者は、_____中ゾーン学校運営協議会委員として適当な者であることから、推薦します。

	肩 書	氏 名	選出区分
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			

※「選出区分」の欄は、狛江市学校運営協議会規則第6条第2項各号に掲げる区分を記載してください。

議案第 14 号

狛江市立図書館ホームページ運用管理規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 31 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立図書館ホームページの運用及び管理について、必要な事項を定める。

狛江市立図書館ホームページ運用管理規則（案）

令和4年 月 日
教育委員会規則第 号

（目的）

第1条 この規則は、図書館等に係る情報発信等を行うために狛江市立図書館（以下「図書館」という。）が設置する狛江市立図書館ホームページ（以下「図書館ホームページ」という。）の運用及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に用いる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 図書館等 図書館，西河原公民館図書室及び地域センター図書室
- （2） コンテンツ 図書館ホームページ上に掲載する情報を構成するテキスト、画像等の総称
- （3） 館長 狛江市立図書館処務規則（昭和51年教育委員会規則第2号）第4条第1項に規定する館長

（掲載する情報）

第3条 図書館ホームページは、次に掲げる情報の発信に努めるものとする。

- （1） 図書館等の利用案内，資料案内，施設案内，サービス案内，事業案内，狛江市に関連する著作物等の情報
 - （2） 前号に規定するもののほか，館長が図書館ホームページに掲載することを適当と認める情報
- 2 前項の規定にかかわらず，次に掲げる情報は掲載しない。
- （1） 狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号）第9条各号に該当する情報。ただし，著作物の内容，書誌事項等で，公表されているものを除く。
 - （2） 前号に規定するもののほか，館長が図書館ホームページに掲載しないことを適当と認める情報

（運用管理者）

第4条 図書館ホームページの適正かつ円滑な運用を図るため，教育委員会に図書館ホームページ運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き，教育部長の職にある者をもって充てる。

2 運用管理者は，次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 図書館ホームページの長期的な活動計画及び総合調整に関すること。
- （2） コンテンツの作成に関する指導，助言及び人材育成に関すること。

（コンテンツの作成）

第5条 職員は，図書館ホームページにおける情報発信を行う際は，発信する情報に係るコンテンツを作成し，館長に掲載の承認を求めなければならない。

（コンテンツの承認等）

第6条 館長は、職員から前条に規定する承認の依頼があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その情報を図書館ホームページに掲載する。

2 館長は、必要があると認めるときは、職員にコンテンツの作成、修正及び削除を命じることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が出張その他の事情により不在のときは、狛江市立図書館処務規則第4条第1項に規定する係長がその事務を代理することができる。

(利用者への配慮)

第7条 館長及び職員は、利用者への配慮として、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 利用者の発達段階や障がいを含めた様々なアクセス環境や特性を考慮すること。

(2) コンテンツの内容が明瞭で、かつ、目的とするコンテンツに利用者が到達しやすい構造にすること。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

狛江市公立学校運営連絡協議会設置要綱を廃止する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 31 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市学校運営協議会の設置に伴い、狛江市公立学校運営連絡協議会設置要綱を廃止する。

狛江市公立学校運営連絡協議会設置要綱を廃止する要綱（案）

令和4年3月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市公立学校運営連絡協議会設置要綱（平成13年教育委員会要綱第5号）は、
廃止する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 16 号

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 31 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

地域学校協働活動推進事業の事業内容を追加すること等に伴い、所要の改正を行う。

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱（案）

令和4年3月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱（令和2年教育委員会要綱第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業内容）</p> <p>第2条 推進事業の内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） <u>第4条第3項各号</u>に掲げる地域学校協働本部が行う活動に関すること。</p> <p>（2） <u>第4条第4項及び同条第5項</u>に規定する地域学校協働活動ボランティアの活用に関すること。</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p><u>（5） 第8条に規定する学習支援員及び第9条に規定する協働活動支援員の活用に関すること。</u></p>	<p>（事業内容）</p> <p>第2条 推進事業の内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） <u>第4条第5項各号</u>に掲げる地域学校協働本部が行う活動に関すること。</p> <p>（2） <u>第4条第6項及び同条第7項</u>に規定する地域学校協働活動ボランティアの活用に関すること。</p> <p>（3）・（4）（略）</p>
<p>（地域学校協働本部の設置）</p> <p>第4条 <u>多数の地域住民の参加による多様な地域学校協働活動が継続的に行われるようにコーディネートするため、教育委員会に地域学校協働本部（以下「本部」という。）を設置する。</u></p> <p>2 <u>本部は、次に掲げる者で構成する。</u></p> <p>（1） <u>第6条に規定する各学校の地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）</u></p> <p>（2） <u>第7条に規定する統括コーディネーター</u></p> <p>（3） <u>前条第3項第7号に規定する者</u></p> <p>（4） <u>狛江市市民活動支援センター職員</u></p> <p>（5） <u>教育部長</u></p> <p>（6） <u>社会教育課職員</u></p>	<p>（地域学校協働本部の設置）</p> <p>第4条 <u>推進事業を実施する学校には、地域学校協働本部（以下「本部」という。）を設置する。</u></p> <p>2 <u>本部に第6条第1項に規定する地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を配置するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、地域の実</u></p>

改正後	改正前
	<p>情に応じて複数の学校を単位として本部を設置することができる。</p> <p>4 本部の名称は、第1項の規定により学校ごとに本部を設置する場合は学校の名称に本部を付したものとし、前項に規定する複数校による場合は地区の名称に本部を付したものとする。</p>
<p>3 本部は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。</p> <p>(1) 地域人材等を外部講師として活用する特別授業（以下「<u>出前授業等</u>」という。）の支援</p> <p>(2) 授業の補助，教材の作成及び提供，部活動の支援，図書の整理及び読み聞かせ，<u>校内外の環境整備</u>，<u>学校行事の運営支援等</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>5 本部は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。</p> <p>(1) 地域人材等を外部講師として活用する特別授業の支援</p> <p>(2) 授業の補助，部活動の支援，図書の整理及び読み聞かせ並びに校内外の環境整備，<u>学校行事の運営支援等</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>5 本部は、保護者等及び地域住民による<u>第3項各号</u>に掲げる活動を行うため、<u>狛江市市民活動支援センター</u>と連携するほか、<u>地域学校協働活動ボランティア</u>として募集し、活動させることができる。</p> <p>(学校と本部の定例会議)</p>	<p>7 本部は、保護者等及び地域住民による<u>第5項各号</u>に掲げる活動を行うため、<u>狛江市市民活動支援センター</u>と連携するほか、<u>地域学校協働活動ボランティア</u>として募集し、活動させることができる。</p> <p>(学校と<u>地域学校協働本部</u>の定例会議)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 定例会議は、学校の学期に1回程度、<u>定例会議の参加者</u>の互選により選任された<u>議長</u>が召集する。</p> <p>(地域学校協働活動推進員)</p>	<p>3 定例会議は、学校の学期に1回程度、<u>校長又は本部員</u>の互選により選任された<u>本部長</u>が召集する。</p> <p>(地域学校協働活動推進員)</p>
<p>第6条 本部の活動を円滑に行うため、学校における教育活動等の連絡、調整、支援及び人材の発掘を行う者として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7に規定する<u>地域学校協働活動推進員</u>（<u>地域コーディネーター</u>）（以下「<u>推進員</u>」という。）を<u>各学校</u>に設置する。</p>	<p>第6条 本部の活動を円滑に行うため、学校における教育活動等の連絡、調整、支援及び人材の発掘を行う者として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7に規定する<u>地域学校協働活動推進員</u>（<u>地域コーディネーター</u>）（以下「<u>推進員</u>」という。）を設置する。</p>

改正後	改正前
<p>2～7 (略)</p> <p>(統括コーディネーター)</p> <p>第7条 教育長は、学校の教育活動を熟知し、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意及び識見を有する者を統括コーディネーターとして委嘱することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(学習支援員)</p> <p>第8条 教育長は、<u>第4条第3項第1号</u>に規定する活動において、地域と学校の連携・協働による学習支援を行うために、地域の人材、ICTの活用その他特別な知識、経験等を活用した学習支援を実施する者を学習支援員として配置することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(協働活動支援員)</u></p> <p>第9条 教育長は、<u>学校の教育活動の支援を中心的に行う者のうち、次に掲げる者を協働活動支援員として登録することができる。</u></p> <p>(1) <u>出前授業等の講師</u></p> <p>(2) <u>学校の授業の補助を行う者</u></p> <p>(3) <u>授業等で使用する映像教材を作成する者</u></p> <p>2 <u>協働活動支援員の登録を希望する者は、地域学校協働活動推進事業協働活動支援員登録申請書(第3号様式)を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>教育長は、前項の規定により申請のあった内容を審査の上、その可否を決定し、地域学校協働活動推進事業協働活動支援員登録(承認・不承認)通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(守秘義務等)</p>	<p>2～7 (略)</p> <p>(統括コーディネーター)</p> <p>第7条 教育長は、<u>推進員のうち</u>、学校の教育活動を熟知し、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意及び識見を有する者を統括コーディネーターとして委嘱することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(学習支援員)</p> <p>第8条 教育長は、<u>第4条第5項第1号</u>に規定する活動において、地域と学校の連携・協働による学習支援を行うために、地域の人材、ICTの活用その他特別な知識、経験等を活用した学習支援を実施する者を学習支援員として配置することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(守秘義務等)</p>

改 正 後	改 正 前																		
<p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(推進員等の謝礼金等)</p> <p>第11条 第3条第3項第1号から第4号までに掲げる地域学校協働活動推進委員会委員，統括コーディネーター<u>及び推進員</u>に対する謝礼金及び費用弁償は，別表に定める額を上限とし，当該役割の従事につき，毎年度予算の範囲内において支給する。</p> <p>2 本部活動関係者及び地域学校協働活動ボランティアは無償とする。ただし，学習支援又は協働活動支援を行う者のうち，特別の技能・知識を有すると教育長が認める者については，活動内容等の必要に応じ別表に定める額を上限とし，当該活動につき予算の範囲内において謝礼金を支給することができる。</p> <p>3 統括コーディネーター，推進員及び前項ただし書の規定により謝礼金の支給を受ける者は，その活動実績を教育長に報告しなければならない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>別表 (第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 30%;">謝礼金上限額</th> <th style="width: 55%;">費用弁償(旅費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>学習支援員</td> <td>1時間当たり1,050円</td> <td>支給対象外</td> </tr> </tbody> </table>	種別	謝礼金上限額	費用弁償(旅費)	(略)			学習支援員	1時間当たり1,050円	支給対象外	<p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(推進員等の謝礼金等)</p> <p>第10条 第3条第3項第1号から第4号までに掲げる地域学校協働活動推進委員会委員，統括コーディネーター，<u>推進員及び学習支援員</u>に対する謝礼金及び費用弁償は，別表に定める額を上限とし，当該役割の従事につき，毎年度予算の範囲内において支給する。</p> <p>2 本部活動関係者及び地域学校協働活動ボランティアは無償とする。ただし，学習支援を行う者のうち，特別の技能・知識を有すると教育長が認める者については，活動内容等の必要に応じ<u>学習支援員</u>として謝礼金の対象とすることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>別表 (第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 30%;">謝礼金上限額</th> <th style="width: 55%;">費用弁償(旅費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>学習支援員</td> <td>1時間当たり1,050円</td> <td>支給対象外</td> </tr> </tbody> </table>	種別	謝礼金上限額	費用弁償(旅費)	(略)			学習支援員	1時間当たり1,050円	支給対象外
種別	謝礼金上限額	費用弁償(旅費)																	
(略)																			
学習支援員	1時間当たり1,050円	支給対象外																	
種別	謝礼金上限額	費用弁償(旅費)																	
(略)																			
学習支援員	1時間当たり1,050円	支給対象外																	

改正後			改正前
協働活動支援員	1時間当たり1,480円とし、1回につき3,000円（映像教材の作成は1つの動画につき10,000円）を上限とする。	支給対象外	

様式に別紙の2様式を加える。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第3号様式（第9条関係）

狛江市教育委員会
教育長 宛て

地域学校協働活動推進事業協働活動支援員登録申請書

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱第9条第1項の規定により登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

氏名等	氏 名	
	住 所	
	生年月日	
	電話番号	
支援内容	1 出前授業等の講師	
希望する内容に○ を付けてください。	2 学校の授業の補助	
	3 授業等で使用する映像教材の作成	
希望する支援 内容に関する 経験等		

第4号様式（第9条関係）

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市教育委員会
教育長

地域学校協働活動推進事業協働活動支援員（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました協働活動支援員について、狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

- (1) 氏名
- (2) 支援の内容

2 不承認

理由

議案第 17 号

狛江市子ども読書啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 31 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

サードブック事業について、図書を学校で贈呈することに伴い、所要の改正を行う。

狛江市子ども読書啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱（案）

令和4年3月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市子ども読書啓発事業実施要綱（平成28年教育委員会要綱第12号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
事業	実施内容	実施対象者	実施方法	事業	実施内容	実施対象者	実施方法
(略)				(略)			
サー ド ブ ッ ク 事 業	中学校第1学年相当の生徒と書者をつなぐ1冊1冊呈する。	狛江市立中学校における第1学年の生徒（2学期末までに転入した者を含む。）	対象者生徒が所属する狛江市立中学校にて贈呈する。ただし、やむを得ない理由により図書が贈呈を受けられなかった者については、館長が別に定める日時及び方法により贈呈するものとする。	サー ド ブ ッ ク 事 業	中学校第1学年相当の生徒を対象とした図書をつなぐ1冊1冊呈する。	当該年度の1月1日時点に住所を有し、その翌年度に中学校第1学年相当になる児童又は同年度の1月2日から3月31日までに狛江市内に転入し、その翌年度に中学校第1学年相当になる児童	当該年度の1月1日時点において贈呈する。ただし、やむを得ない理由により図書が贈呈を受けられなかった者については、館長が別に定める日時及び方法により贈呈するものとする。
		当該年度の1月1日時点で狛江市内に住所を有し、その翌年度に中学校第1学年相当になる児童又は同年度の1月2日から3月31日までに狛江市内に転入し、その翌年度に中学校第1学年相当になる児童	館長が指定する日時及び場所において贈呈する。この場合において、対象図書の贈呈を受けようとする者は、当該年度の翌年度の6月末日までに申込みを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により申込みができなかった者については、館長が定める期間内に申込みを行うものとする。			当該年度の1月23日までに狛江市に転入し、その翌年度に中学校第1学年相当になる児童	館長が指定する日時及び場所において贈呈する。この場合において、対象図書の贈呈を受けようとする者は、当該年度の翌年度の6月末日までに申込みを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により申込みができなかった者については、館長が定める期間内に申込みを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 18 号

狛江市立学校事案決定規程の一部を改正する規程

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 31 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市学校運営協議会の設置に伴い、所要の改正を行う。

狛江市立学校事案決定規程の一部を改正する規程（案）

令和4年 月 日
教育委員会規程第 号

狛江市立学校事案決定規程（平成16年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
(略)				(略)			
その 他管 理	学校の公 開（施設 を 含 む。）と 地域との 連携に関 するこ と。	1 施設の 開放に関 すること。 2 地域と の連携 3 <u>学校運 営協議会</u> に関するこ と。	1 施設 の開放に 係る定型 的な処理 に関する こと。	その 他管 理	学校の公 開（施設 を 含 む。）と 地域との 連携に関 するこ と。	1 施設の 開放に関 すること。 2 地域と の連携 3 <u>学校運 営連絡協議 会</u> に関する こと。	1 施設 の開放に 係る定型 的な処理 に関する こと。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

